

宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱

令和2年3月19日

宇佐市告示第63号

改正 令和3年3月31日宇佐市告示第99号

令和5年3月30日宇佐市告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等防止機能付き電話機又は防犯対策電話録音機(以下「電話機等」という。)の普及を促進し、大分県特殊詐欺被害防止条例(令和元年大分県条例第37号)第2条に規定する特殊詐欺等による被害防止を図るため、電話機等の購入等に要した経費に対し、予算の範囲内において宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宇佐市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 補助金を申請した日において、満65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (3) 過去に警察等から電話機等の貸与を受けたことがない者
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)でない者
- (5) 市税の滞納がない者

(補助対象電話機等)

第3条 補助金の交付の対象となる電話機等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が購入し、居住する住居に設置したもの
- (2) 電話機又は電話機に容易に取り付けることが可能な外付け機器であって、次のいずれかの機能を有するもの
 - ア 電話の着信時に、相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中にその内容を自動で録音する機能
 - イ 迷惑電話番号データベースに登録された情報等により、被害を引き起こす可能性のある電話番号を自動で判別して、着信を拒否又は警告表示する機能

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象電話機等の購入費及びその設置に直接要する費用の合計額に3分の2を乗じた額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

で、10,000円を上限とする。

2 補助金の交付の申請は、1世帯につき1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電話機等を購入後、30日以内又は当該年度3月15日のいずれか早い日までに、宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し
- (2) 購入した電話機等の機能が確認できる書類(カタログ、取扱説明書等)の写し
- (3) 暴力団関係者でないことの誓約書(様式第2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助利用者」という。)は、速やかに宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第8条 市長は、補助利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助利用者に対し、その返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以降に補助対象者が購入し、居住する住居に設置

した電話機等について適用する。

(見直し)

- 3 この告示の施行後3年ごとに、この告示の有り方、必要性等について、必要な見直しを行うものとする。

附 則 (令和3年3月31日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年3月30日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宇佐市長 様

申請者 住所：宇佐市

氏名：

生年月日： 年 月 日生

（満 歳）

宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付申請書

宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、本申請の審査に当たり、世帯の構成状況及び市税の納付状況等について調査することに同意します。

記

購入機器の製造メーカー及び製品名（型番等）※	メーカー名： 製品名： <input type="checkbox"/> 添付資料に購入機器が明確にわかるよう表示済み
電話機等の設置日	年 月 日
設置した機器の電話番号	0978 - -
県警等からの電話機等の貸与の有無	<input type="checkbox"/> 貸与されたことはない <input type="checkbox"/> 貸与されたことがある
購入及び設置に要した額	円
添付書類	(1) 領収書その他の支払をしたことを証する書類の写し (2) 購入した電話機等の機能が確認できる書類の写し（カタログ、取扱説明書等） (3) 暴力団員等でないことの誓約書 (4) その他市長が必要と認める書類

※購入機器のメーカー等の記入を省略する場合は、「資料として、カタログまたは取扱説明書の写しを添付済」の欄にチェックした上で、添付資料のカタログなどを添付すること。

様式第2号（第5条関係）

暴力団関係者でない旨の誓約書

私は、下記のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- 4 暴力団員であることを知りながら、その者と契約を締結している者
- 5 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

宇佐市長 様

申請者住所： _____

申請者氏名： _____

※市では、宇佐市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

宇佐市長

印

宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金については、下記のとおり（交付する・不交付とする）ことに決定したので、宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金の名称 宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金

2 交付決定額 円

（不交付の理由）

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

宇佐市長 様

申請者 住 所 宇佐市
氏名
電話番号

宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金請求書

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金を下記のとおり請求します。なお、補助金の振込につきましては、下記口座にお願いします。

記

1 請求額 円

振込先	フリガナ							
	口座名義							
	金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本・支店名	本店 支店 出張所 本所 支所				
	口座種別	普通 当座	口座番号					
	ゆうちょ銀行	記号						
	番号							